

紛争解決パネル運営規程

平成27年4月1日施行

平成28年4月1日変更

(目的)

第1条 この規程は、電力広域的運営推進機関（以下「本機関」という。）におけるあっせん・調停手続に関する規程に基づき設置される紛争解決パネルの運営に関する事項を定めることを目的とする。

(報酬等)

第2条 本機関は、パネル実施者に対し、報酬及び交通費を支給する。

2 報酬は、あっせん・調停手続1件あたり100,000円とし、左記金額から源泉徴収を行う。

3 交通費は、原則として、パネル実施者の勤務先又は自宅の最寄り駅からあっせん・調停手続実施場所の最寄り駅までの合理的な経路による実費とする。

4 支給は、パネル実施者の指定する銀行口座振込により、あっせん・調停手続終了の翌月末迄に行う。

(守秘義務)

第3条 パネル候補者は、あっせん・調停手続に関して知り得た秘密情報を漏洩、盗用、又はパネル候補者としての業務以外の目的での利用をしてはならない。

(差別的取扱いの禁止)

第4条 パネル実施者は、あっせん・調停手続において、特定の利害関係者に利益又は不利益となる言動その他の差別的取扱いを行ってはならない。

(不当な影響の排除)

第5条 パネル候補者は、あっせん・調停手続に関し、法令、本機関の規程その他の規範を遵守し、第三者（本機関を含む。）のいかなる指示又は命令も受けてはならず、中立かつ公平にあっせん・調停手続を実施しなければならない。

附則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則（平成28年3月29日）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。